

表1 予防接種で予防可能疾患（VPD）の基本再生産数（文献6）より引用)

疾病名	Ro	herd immunity	予防接種の状況	
			1999年 (19～35カ月児)	1997～1998年 (就学前)
ジフテリア	6～7	85%*	83%*	9%
麻疹	12～18	83～94%	92%	96%
流行性耳下腺炎	4～7	75～86%	92%	97%
百日咳	12～17	92～94%	83%*	97%
ポリオ	5～7	80～86%	90%	97%
風疹	6～7	83～85%	92%	97%
天然痘	5～7	80～85%	—	—

Roおよび伝播を止めるのに必要な herd immunity の閾値 (WHO/CDC 資料より仮訳)

*: 4回接種

VPD : vaccine preventable disease

究所に検体を送付して欲しい。

2. 検査室診断

麻疹疑い例の80%以上から適切な臨床検体が採取され、熟練した検査室で検査室診断がなされていることがあげられる。

臨床診断のみで麻疹と診断された場合は、麻疹確定例に含められないことから、検査診断あるいは検査診断された麻疹患者との疫学的リンクの証明が重要となる。

厚生労働省健康局結核感染症課長通知により、2010年11月から可能な限り全例の検査診断が求められている。最寄りの保健所への連絡を徹底して欲しい。

3. 麻疹ウイルスの検出

検査診断された麻疹のアウトブレイクの80%以上から、麻疹ウイルスを検出するための適切な臨床検体が採取され、熟練した検査室で検査されるべきである。

4. 適切な調査

麻疹疑い例の最低80%は、届出されて48時間以内に適切な調査が行われるべきである。国はすべての麻疹疑い例について適切な調査を行うべきであり、80%以上は最低限の数値である。積極的疫学調査が重要となる。

麻疹の病態

麻疹は、麻疹ウイルス感染後約10～12日の潜伏期を経て、発熱、カタル症状で発症する急性ウイルス性感染症で、空気感染（飛沫核感染）、飛沫感染、接触感染で感染伝播する。

1人の患者が周りにいる感受性者何人に感染を広げるかを示す指標である基本再生産数（basic reproductive number:Ro）は12～18であり、百日咳とともにきわめて高い値を示す感染症である（表1）⁶⁾。また感染伝播を抑制するのに必要なherd immunityの閾値は83～94%と高く（表1）⁶⁾、2回の予防接種率の95%達成を目標にしているのは、このような理由による。

特徴的な麻疹の症状は、発熱、咽頭痛、咳嗽、鼻汁、眼球結膜の充血などの症状が数日続いた後、口腔粘膜（臼歯の対側を中心として出現し、時に頬粘膜に広範に広がることがある）に麻疹に特徴的とされる粘膜疹（Koplik斑）が出現する。

Koplik斑出現の翌日には耳後部・顔面より鮮紅色紅斑が出現し、健常皮膚面を残しつつ融合し、体幹・四肢へと広がり数日中に全身に拡大する。発疹が出現する頃には、体温は39～40℃台の高熱となり、カタル症状はさらに増強する。発疹は色素沈着を残して徐々に消褪し落屑を伴うこともある。発症後1カ月程度は細胞性免疫機能が低下

し、結核の再燃やツベルクリン反応の陰転化が認められることがある。

合併症としては、熱性けいれん、下痢、中耳炎、クループの頻度が比較的多く、細菌の2次感染による肺炎や麻疹ウイルスそのものによる肺炎の合併も見られる。

入院を必要とする割合は2000年代前半の大坂の調査では約40%とされており、思春期以降では80%程度に上昇する⁷⁾。肺炎や脳炎を合併すると死に至る場合もあり、これら二つは麻疹による2大死因といわれている。

また、治癒から数年あるいは10年程度してから発症する亜急性硬化性全脳炎(subacute sclerosing panencephalitis:SSPE)は予後不良の脳炎で、治療法の開発が進められている⁸⁾。しかし、現時点ではまだ特異的な治療法がなく、麻疹は罹患する前の予防がもっとも重要である。

麻疹・麻疹脳炎の発生動向⁹⁾

麻疹は2007年まで、感染症法に基づく感染症発生動向調査で小児科定点(全国約3,000カ所)と基幹定点(全国約470カ所)から、それぞれ麻疹(成人麻疹を除く)と成人麻疹として定点サーベイランスが実施されてきた(表2)。しかし、2007年の全国流行時、定点サーベイランスでは国内流行の全貌がつかめず、患者の予防接種歴も不明であったことから、予防接種歴を含めた全数把握が必要という結論になり、2007年12月に告示された「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、麻疹は風疹とともに全数把握の疾患に変更となった。

一方、急性脳炎は2003年11月5日からすでに全数把握疾患としてサーベイランスされており、2008年以降に麻疹脳炎と診断した場合は、麻疹の届出とともに、急性脳炎の届出もあわせて必要となっている。

全数把握が始まった2008年の国内麻疹流行時のサーベイランス結果から勘案すると、2008年

表2 感染症発生動向調査に基づいて報告された麻疹/成人麻疹患者報告数(2000~2010年)

	定点把握		全数把握
	麻疹	成人麻疹	麻疹
2000年	22,552	426	—
2001年	33,812	931	—
2002年	12,473	440	—
2003年	8,285	462	—
2004年	1,547	59	—
2005年	537	7	—
2006年	516	39	—
2007年	3,132	975	—
定点把握から全数把握に変更			
2008年	—	—	11,012
2009年	—	—	732
2010年	—	—	455

の麻疹患者報告数11,012人に対して脳炎の合併が報告された人数は9人、全員が10歳以上であった。脳炎の合併頻度は麻疹患者1,000人に1人程度の割合になる¹⁰⁾。麻疹脳炎は死亡を免れたとしても後遺症を残すことがあり、重症の合併症である。

2012年目指すべき目標とその後取り組む課題

2007~2008年の流行を経験して、国をあげた麻疹対策が進行中である。2012年に排除を宣言するためには、次にあげる3本柱の対策が不可欠である。

1. 1人発生したらすぐ対応!

これはもっとも重要な感染拡大予防策であり、「1人だから様子をみましょう」では、大規模な流行に繋がることがすでに何度も経験されている。麻疹ウイルスは、ごくわずかの感受性者をめがけてピンポイントで入り込んでくることが2010年末から、2011年にかけての地域流行から明らかである。

2011年は図3に示すように、世界中で麻疹の流行が発生しており¹¹⁾、排除を宣言した国においても、もはや排除とはいえない患者数となってい

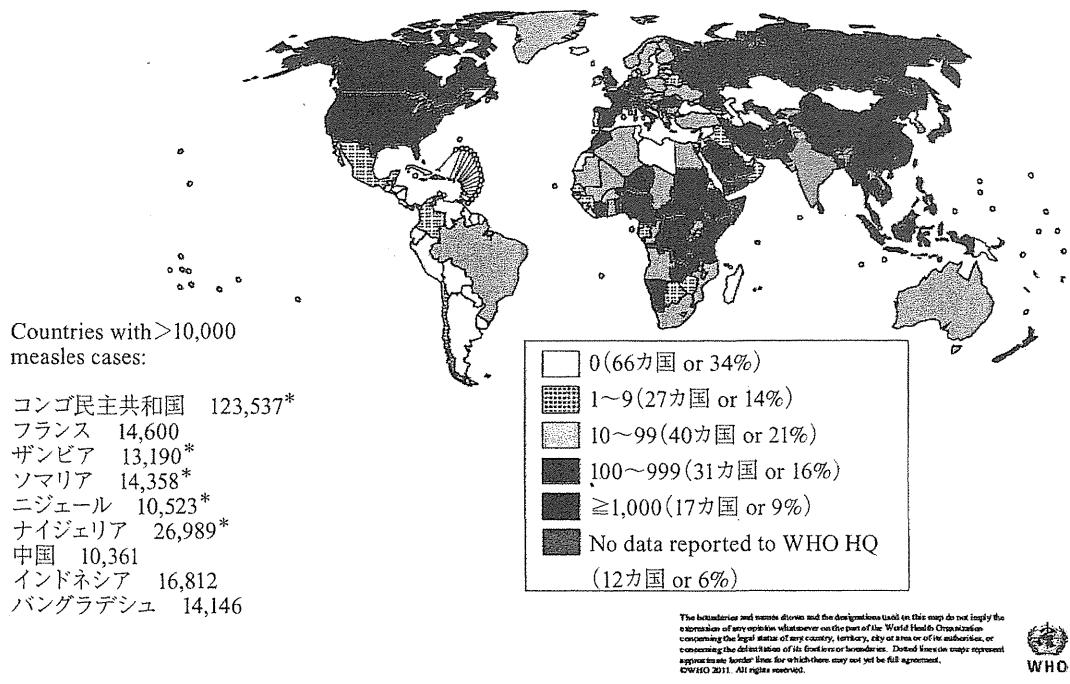


図3 2011年4～10月に発症した麻疹報告数（WHO）（文献1）より引用）

*: from aggregate reports

Data source: surveillance DEF file Data in HQ as of 9 November 2011

る。これまで流行の中心であったアフリカ諸国、アジア諸国のみならず、ヨーロッパやオセアニア、北米諸国でも患者報告数が多い。

かなり以前から2回の予防接種制度を始めていた国においても、接種率が高くなれば麻疹の流行を抑制できないことが証明されたことになる。

2. 全例の検査診断を！

前項で述べたように、麻疹は臨床診断のみでは麻疹確定例と認められておらず、麻疹以外の発熱発疹性疾患を麻疹と診断されている例もある。全国の地方衛生研究所で麻疹ウイルスあるいはウイルス遺伝子の直接検出（ウイルス分離あるいはRT-PCR法など）が可能となっており、さらに麻疹ウイルスの遺伝子型の決定にも結びつくことから、ウイルスの由来が明らかになる可能性がある。

発疹出現後少なくとも7日以内の検体を採取し、保健所を通して保冷した状態で地方衛生研究所に搬送して欲しい。検体の種類はEDTA血、咽頭拭い液、尿がおもに用いられている。EDTA血は禁凍結である。

1回のみの麻疹IgM抗体の測定では、風疹、伝染性紅斑、突発性発疹、デング熱の急性期に陽性（弱陽性）になる場合がある一方で、発疹出現早期の場合、麻疹であってもIgM抗体が陽性になっていない場合がある。麻疹IgM抗体の測定は発疹出現後少なくとも4日以降28日以内に実施する。

急性期と回復期のペア血清による麻疹抗体価の陽転あるいは有意上昇があれば確実であるが、回復期に受診しない患者も多く、採血が困難との意見もある。しかし、麻疹IgM抗体と麻疹ウイルスの直接検出により確定診断が困難であった場合は、ペア血清での麻疹抗体測定を実施する。

3. MRワクチンを1歳のお誕生日のプレゼントにしましょう！2回の予防接種率をそれぞれ95%以上に！

すべての年齢コホートで抗体保有率が95%になることが麻疹排除には必要とされており、そのためには、2回の予防接種率がそれぞれ95%以上になることが求められている。

わが国の1回目の接種率は、2010年度に95%以上を達成し、目標をはたしたが、これで安心する

のではなく、この高さを維持する必要がある。

一方、2回目の接種率が目標の95%以上を達成できていないことから、これを達成する努力が必要である。2回接種の意義は以下にあげるとおりである。

①1回接種のみでは2~3%のprimary vaccine failureが存在することから、これらの者に免疫を付与すること。

②自然感染のブースター効果を受ける機会が減少したことから、接種からの年数経過とともに麻疹に対する免疫が減衰し、麻疹ウイルスに曝露した際に発症してしまう場合がある(secondary vaccine failure)ため、これらの者の免疫を強化すること。

③1回目の接種を受けられなかった者に、2回目の接種機会を付与すること。

2007年当時のわが国では、10~20代のワクチン1回接種率は85%前後で、麻疹の既往歴のある者が5~10%，麻疹ワクチン未接種かつ麻疹未罹患者が5~10%存在し、このような集団に麻疹ウイルスが侵入し、大規模な麻疹の流行が発生した。

しかし、以上の目標を達成して、その状態を維持できれば、日本から麻疹を排除することが可能である。

すでに2011年は、2007~2008年に流行したD5型の麻疹ウイルスは検出されておらず、検出されている麻疹ウイルスはすべて海外由来株（おもにD4とD9）である。これまで麻疹輸出国と非難されてきたわが国も、2011年は麻疹輸入国に転じたと考えている。

2011年の世界での麻疹流行状況を考えると、医療機関で突然、渡航歴のある患者が麻疹と診断されることも少なくないと考えられる。渡航歴は従来から患者数が多かったアフリカ、アジア諸国のみならず、ヨーロッパ、オセアニア、北米諸国にも注意が必要である。

医療従事者は少なくとも麻疹に対する免疫を確

実に保有する。また、ワクチンを受けたくても受けことができない者を守るためにも、接種率を高め、麻疹対策を強化して、周りにいる感受性者に感染拡大させない方策を迅速にとることが重要である。

2012年、わが国から麻疹を排除したと宣言できるよう、さらなる努力が求められている。

最後に、2011年は風疹が地域流行している。麻疹対策とともに風疹対策・先天性風疹症候群対策を強化する意味においても、MRワクチンでの接種を徹底して欲しい。

文 献

- 1) WHO:Measles. Fact sheet. October 2011. 2011年11月現在.
<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs286/en/>
- 2) 厚生労働省：麻しんに関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示第四四二号)。2011年11月現在。
<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/kokujii442-191228.pdf>
- 3) WHO:Monitoring progress towards measles elimination. Wkly Epidemiol Rec 85:490-494, 2010
- 4) 厚生労働省健康局結核感染症課、国立感染症研究所感染症情報センター：感染症流行予測調査報告書。平成15年度～20年度、平成21～22年度速報値。2011年10月時点。
<http://idsc.nih.go.jp/yosoku/index.html>
- 5) 山本久美、多田有希：麻疹排除に向けた進捗状況の評価－WHO（文献1:WHO, WER, 85: 490-495, 2010の抄訳）。病原微生物検出情報(IASR) 32:34-36, 2011
- 6) WHO/CDC:History and Epidemiology of Global Smallpox Eradication:From the training course titled "Smallpox:Disease, Prevention, and Intervention" 2011年10月時点。
<http://www.bt.cdc.gov/agent/smallpox/training/overview/pdf/eradicationhistory.pdf>
- 7) 大阪感染症流行予測調査会：2000（平成12）年大阪麻疹流行時調査結果、麻疹の現状と今後の麻疹対策について。2011年10月現在。
http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/report2002/measles_top.html

- 8) 細矢光亮：亜急性硬化性全脳炎に対する治療の動向. 最新医学 66:1020-1024, 2011
- 9) 国立感染症研究所, 厚生労働省健康局結核感染症課：麻疹・風疹特集号. 病原微生物検出情報 (IASR). 1999年2月号, 2000年1月号, 2001年11月号, 2003年3月号, 2004年3月号, 2006年4月号, 2007年9月号, 2009年2月号, 2010年2月号, 2011年2月号.
<http://idsc.nih.go.jp/iasr/index-cj.html>
- 10) 厚生労働省, 国立感染症研究所：麻しん 2008

年. 感染症週報 (IDWR) 2009年第4週号. 2011

年10月時点.

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/idwr0904.html>

著者連絡先

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所感染症情報センター

多屋 鑑子

第19回小児呼吸器セミナーのお知らせ

会期 平成24年4月20日（金）18時～21時

会場 TKP天神シティセンターM1

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル8F

参加費 3,000円（テキスト代込）

申込み締切 2012年4月10日（火）

主催 日本小児呼吸器疾患学会セミナー委員会

お問い合わせ 日本小児呼吸器疾患学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-11 NCKビル 編集室なるにあ内

セミナー申込み jsppseminar-office@umin.ac.jp

学会HP <http://jspp1969.umin.jp/>

ISSN 1348-2718

NEUROINFECTION

神経感染症

Vol. 17 No. 1 2012

日本神経感染症学会

Japanese Society for Neuroinfectious Diseases

〈シンポジウム II〉ワクチン接種後脳症について

ワクチン接種と副反応の現状

永井利三郎

【要旨】我が国の予防接種は、戦後にワクチンへの様々な改良を加えながら実施されてきた。しかしMMRワクチンの実施後に多数の髄膜炎合併が認められ、健康被害認定と副反応の報告集計が行われてきた。副反応報告に基づく重篤な神経合併症の報告(平成14年～21年)によれば、MRで5例、日脳ワクチンで5例、ADEMが13例である。予防接種との関連が考えにくい症例での自然発生率の調査では、同等かむしろ多い発症が見られている。今後この因果関係を明らかにしていくためには、神経疾患のより詳細な調査が必要であると思われる。

Key words: 予防接種、副反応、神経

1. 我が国の予防接種の現状¹⁾

我が国の予防接種は、1948年に予防接種法が制定され、種痘、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、コレラがスタートした。1950年に百日咳ワクチンが開始、1951年に結核予防法の制定、1954年に日本脳炎ワクチンが開始され、予防接種が本格的に実施されるようになった。1958年には、インフルエンザワクチン、1960年にはポリオ生ワクチン、1968年にはDPTワクチンが開始されている。その後、ワクチン接種に伴う様々な副反応が問題となり、ワクチンの様々な改良がおこなわれ、特に百日咳ワクチンの精製は、副反応の大幅な減少をもたらした。しかし種痘後脳炎の問題により救済制度が発足した。

1989年に開始されたMMRワクチンの実施に伴う髄膜炎などの神経合併症の多発があり、これらの予防接種健康被害に対する集団訴訟に国が敗訴したことを踏まえて、平成6年の予防接種法には大幅な改正が行われた。この中で、接種が不適当な対象を見逃したためではないかという裁判所の判断に対し、国は予診の徹底を勧奨するとともに、てんかんや重症心身障害児は、予防接種が制限される対象から、接種要注意者となり、接種に向けて接種医や保護者に対し、予防接種上の注意点がわかりやすいよ

うに、予防接種ガイドラインが作成された。

平成6年の予防接種法改正の要点は、「①集団接種から個別接種へ→保健所から診療所、②健康被害救済の充実→被害者救済は手厚く、③対象疾病的見直し、④予診の強化→予防接種を行ってはならないものを識別する、⑤情報提供の徹底→予防接種ガイドライン、予防接種と子どもの健康に明記、⑥健康被害が生じた場合の速やかな情報収集を行う、⑦予防接種副反応報告の制度化→半期ごとに集計、⑧接種注意者の設定：重症心身障害児、けいれん性疾患児、アレルギー疾患、などである。この平成6年の改正において、予防接種は強制的なものではなくなったが、予防接種の重要性に鑑み、健康被害救済の制度は強化して存続することとなった。

表1に、重症例についての予防接種副反応報告を文献1より転載した。

その後、平成13年の改正においてインフルエンザの高齢者への接種が予防接種法で行われるようになり、その後も、日本脳炎ワクチンに伴う散在性脳脊髄炎の問題による接種勧奨の中止があったが、高齢者へのインフルエンザワクチン予防接種の公費負担(平成13年)、小1、中1生へのツ反、BCGのが接種中止となり(平成18年)、MRワクチンの2回接種(平成18年)と中高生への追加接種(平成20年)が実施されるようになった。

表1

ワクチン	接種数 (100万)	アナフィラキシー	脳炎・脳症	ADEM	その他
DPT・DT	3700	21	1		ACA 1
風しん	470	4 (0.001)			
麻しん	580	3	0		
MR	815	6	5	1	ACA 1
日脳(旧)	1530	28	5 (0.0096)		
ポリオ	1530	—	—		麻痺17※ (0.011)
BCG	970	—	—		

()内は対100万接種、ACA：急性小脳失調症、※2次性を含む

平成23年度からは、髄膜炎菌ワクチン、肺炎球菌ワクチン、子宮頸癌ワクチンがスタートし、市町村単位の事業としてワクチン費用の公費負担が行われているため、新たな状況になっている。

2. 予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく定期接種に関連した健康被害は、厚生労働省が設置する疾病障害認定審査会の中の予防接種健康被害認定審査会で行われている。一方ポリオワクチンに基づく健康被害は、ポリオ生ワクチン2次感染症者対策検討会で、インフルエンザワクチンは、新型インフルエンザ予防接種健康被害調査部会で行われている。

健康被害の認定は、ワクチンとの因果関係が、「確實」から「疑わしいが否定できない」まで、確実さの程度を分けて判定されるが、「否定的である」と判断される場合を除いて、「否定できない」事例まではすべて、補償の対象になる。因果関係の強さによって、補償の差は設けられていない。

健康被害の申告は、市町村の予防接種担当課を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課に進達され、疾病・障害認定審査会で審査され、給付の有無と内容が決定される。給付の内容は、医療費、医療手当が支給されるとともに、障害が残った場合は、障害の程度の応じて障害児養育年金、障害年金が、死亡した場合は死亡一時金、葬祭料が、状況によって遺族年金や遺族一時金が支給される。

3. 予防接種注意者への予防接種

我々はこれまで、予防接種注意者に対する予防接種の状況に関する様々な調査をおこなってきた。²⁾

田辺らは、少しの発熱でけいれんがおこりやすいけいれんが乳児重症ミオクロニーてんかん(SMEI)児への予防接種と感染症罹患時の状況について田辺らが報告している³⁾。これは、SMEI、58例について359回の予防接種を検討したものである。それによれば、多くの保護者は SMEI 発症後も積極的に予防接種を行っていた。予防接種後の発熱は26例にみられ、うちけいれんの増悪が18例にみられたが、特に重篤なものは見られなかった。一方自然罹患は、麻疹による意識障害など重篤例が2例、発熱に伴うけいれん増が悪6例、水痘による意識障害1例、けいれん増悪9例、風疹によるけいれん増悪3例、ムンプスによるけいれん増悪2例、インフルエンザによる脳症発症1例などの重篤例が多数見られた。SMEIにおけるけいれん重積のコントロールは困難であり、これらの結果は、予防接種が神経系の基礎疾患の児においても重要であることを示している。

4. 予防接種後の副反応

平成14年4月から21年3月までの7年間に予防接種副反応報告により把握されている重症例を表1にしめした。含まれる疾患は、脳炎・脳症14例、ADEM14例である。これらの発生数は予防接種に実

施数、500万～1500万接種の中での発生数である。

一方これらの疾患は予防接種と関連なしにみられる、有病率に関しては、我が国では公的な絶対数の把握は行われていないため、実態の把握が困難であるが、Torisuらが福岡での調査結果を報告している。それによれば、ADEMの発症は対小児人口10万人に対して0.64人、うち予防接種関連が0.1人であったとしている⁴⁾。

神経合併症が予防接種に関連して発症したかどうかの判断は、主に接種から発症までの時期から推測して判断されている。臨床的に予防接種後の髄膜炎と判断された症例においても、髄液の検査結果、他のウイルスの感染が髄液中に証明された報告がある。また感染の既往がはっきりしない例においてもADEMが認められる例があり、予防接種が実際に直接ADEMの発症に関連しているのかについては、実証することが難しい状況がある。

一方ワクチン後の脳炎脳症症例の検討から、SCN1A遺伝子の異常が見られたという報告⁵⁾があり、個別の症例における遺伝子異常との関連が注目されている。しかし同じ遺伝子異常との関連のあるSMEIに関する我々の検討では、ワクチンでの発熱時やけいれん発生時も脳症などの発現はなく、自然感染での脳症が見られていることから、本遺伝子との関連については慎重である必要があると考える。

予防接種の神経合併症が、直接予防接種が起因するかについては、今後、合併症例のより詳細な病歴の把握と、脳炎脳症やADEMの発症率に関する詳細な症例の把握が必要であると思われる。

文献

- 1) 平山宗宏 編集 予防接種実施者のための予防接種必携、予防接種リサーチセンター、2011年
- 2) 永井利三郎 沖永剛志 予防接種と神経副反応 小児科 49:455 - 462、2008
- 3) 田辺卓也 他7人 乳児重症ミオクロニーてんかん (SMEI) 症例のワクチン接種状況調査 脳と発達 36:318 - 323
- 4) H.Torisu et. al. Clinical study of childhood acute disseminated encephalitis, multiple sclerosis, and acute transverse myelitis in Fukuoka Prefecture, Japan. Brain & Development 32:454-462. 2010
- 5) Belcovic et. al De Novo mutations of the sodium channel gene SCN1A in alleged

vaccine encephalopathy: a retrospective study. Lancet Neural 4: 488-492, 2006

評価について」平成 21 年 11 月 21 日 薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/11/s1121-2.html>

3) A 型インフルエンザ HA ワクチン H1N1 株（新型インフルエンザワクチン）の安全性に関する疫学研究結果概要

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001jqmw-att/2r9852000001jqwo.pdf>

4) 小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンを

含む 同時接種後の死亡報告と接種の一時的見合わせについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000141ko-att/2r985200000141pu.pdf>

5)「小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの安全性の評価結果について」平成 23 年 3 月 24 日 医薬品等安全対策部会安全対策調査会・子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000017imb-att/2r98520000017iq4.pdf>

トピックスⅡ

「ワクチンの国家検定への SLP 審査制度の導入」

内藤誠之郎、落合雅樹、藤田賢太郎、花田賢太郎 *

国立感染症研究所 検定検査品質保証室

* 国立感染症研究所 細胞化学部

ワクチンの国家検定において、ロットごとの製造及び試験の記録等を要約した書類（製造・試験記録等要約書；Summary Lot Protocol；以下、SLP）を審査する制度が導入されることになりました。本稿では、その経緯についてご紹介いたします。

日本で販売される医薬品の有効性と安全性は、大きく三つの柱に支えられています。第一の柱は、製造販売承認審査であり、承認申請資料に記載されている臨床試験成績等に基づき、医薬品の有効性や安全性が厳しく審査されます。もう一つの柱は、GMP (Good Manufacturing Practice) の遵守です。GMP とは、原材料の入庫から製品の出荷に至るまでのすべての過程で、医薬品が適切に製造され、その品質が保証するために、事業者が遵守しなければならない基準であり、基準に違反すると事業者は医薬品の製造販売ができません。三つ目の柱は、市販後調査です。例えば、対象人数が限られた臨床試験では見出されなかった副作用が、市販後、多くの人々に医薬品が使用されることで顕在化した場合、その重篤度によっては製品の回収や販売中止が行われます。

ワクチンの有効性と安全性は、上記三つの柱に国家検定というもう一つの柱が加わって支えられています。国家検定とは、その対象となっている医薬品の各ロットに対して製造販売業者が実施する品質管理試験の中から、いくつかの試験について国の機関がダブルチェックすることであり、薬事法施行規則により、ワクチンの検定機関として国立感染症研究所（以下、感染研）が定められています。医薬品のロットとは、

一製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された小分け製品の一群を意味し、我が国においては、ワクチンの各ロットに対して国家検定が行われ、検定に合格したロットのみが市場への出荷を許可（ロットリリース）されます。

日本において、現在のかたちでワクチンに対する国家検定が始まったのは、1947 年のことです。当時は、終戦後の混乱のなかで蔓延する感染症対策が急がれており、当時の厚生省及び連合国総司令部 (G.H.Q) 公衆衛生福祉局 (P.H.W) において、防疫・予防・治療の問題が重要視されていました。一方、民間に数多くのワクチン製造所が設立され、品質不良ワクチンの取り締まりも急務でした。このような状況のなかで、国立予防衛生研究所（現、感染研）が設立され、ワクチンの国家検定を担当することになりました。当時は、薬局方収載医薬品については承認審査が免除されており、GMP の考え方もありませんでしたから、ワクチンの品質確保における国家検定の役割は大きかったものと想像されます。その後、1979 年に原則としてすべての医薬品について承認審査を受けることが義務づけられ、1980 年に医薬品 GMP が省令化されました。さらに 1997 年には生物学的製剤等 GMP が省令化されました。このように薬事制度が整備される一方で、ワクチン等の生物学的製剤については、その品質を確保するために、国家検定制度を維持することが必要と考えられました。

規制当局がワクチンのロットリリースを行なう制度は日本独特のものではなく、世界中の多くの国々で採用されています。世界保健機関

(WHO) でも、ワクチンについては、1) 健康人に接種されることであること、2) 品質不良が短期間には明らかになりにくいこと、3) 品質不良の影響が大規模で深刻なものになる可能性が大きいこと、4) 生物学的製剤として本質的に不安定で複雑な性質をもっており品質管理が難しいこと、5) 試験に使われる標準品もまた、生物由来の不安定性と複雑性をもっていること、等の理由から規制当局によるロットリリース制度を推奨しています。

多くの国が規制当局によるワクチン・ロットリリース制度を持っておりますが、そのしくみは必ずしも同じではありません。日本のように全ロットを国立機関が試験している国もありますし、書類審査のみを実施している国もあります。ワクチンの流通がグローバル化するにしたがい、このような国による制度の違いが問題になることが多くなってきました。そこでWHOは、国際的に流通するワクチンの品質を確保し、円滑な流通を促進するために、規制当局によるワクチン・ロットリリースに関するガイドライン¹⁾を制定しました。このガイドラインでは、規制当局によるロットリリースに際して、SLPを製造販売業者から提出させて、その内容が当該製品の承認事項に適合しているか否かを規制当局が審査することを必須としており、ダブルチェック試験は必要に応じて実施することを推奨しています。日本を含めて多くの国で、承認審査制度を医薬品の品質を確保する制度の中心に位置づけており、ロットリリースにあたって、SLP審査により承認事項への適合性を評価することには一定の合理性があると思われます。日本では、承認審査制度が十分に整備されていない時代に国家検定が導入されました。そのためワクチンの種類ごとに国が基準を定め、国家検定では、この基準への適合性を国が実地に試験して確認することになりました。日本でも、製造販売業者が提出するロット毎の試験記録の精査は行っていますが、あくまでも試験を実施する際の参考資料としての位置づけでした。

WHOでは、ワクチンの品質を確保するための規制システムについて、国ごとに定期的なアセスメントを実施しています。2002年から2004年にかけて行われたアセスメントでは、SLP審査制度を導入していないことが指摘されました。その後、国家検定の国際的調和に関する調査・研究を行う研究班が厚生労働科学研究費補助金の医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業の一つとして2006-08年度及び2009-11年度の二期に渡って組織され調査研究が

行われました。調査を行った欧米及び近隣アジア諸国のすべての国において、ロットごとのSLP審査が実施されていることが明らかとなりました。本審査制度を日本に導入することの意義、導入した場合の審査機関及び審査に関連する法令の整備について、厚生労働省の担当者を交えながら研究班で討議が重ねられました。2010年秋から2011年春にかけて、我が国の国家検定の一部としてSLP審査制度を導入することについて検討が進み、厚生労働省より審査制度開始に必要なパブリックコメントの募集等が矢継ぎ早に行われました。2011年7月4日には、薬事法施行規則の一部改正²⁾が発布されて、国家検定にSLP審査制度を導入することが決められました。同改正により、厚生労働大臣の指定する生物学的製剤については、製造販売業者は、感染研が製品ごとに定めた様式にしたがってSLPを作成し、検定申請書に添付することになりました。また、検定基準を定めている告示が改正³⁾されて、SLPを検定の審査対象とすることが規定されました。さらに、予防用のワクチンをSLP審査の対象とすることが告示⁴⁾されました。以上の改正の施行日は2012年10月1日とされており、それまでは、試行期間と位置づけられています⁵⁾。現在、円滑なSLP審査制度の施行に向けて、試行が進められているところです。

ワクチンは感染症の予防に大きな力を発揮します。SLP審査制度が、ワクチンの国家検定の向上につながり、日本の医薬品の品質を守る三つの柱、「承認審査」「GMP」「市販後調査」とともども、相互の適切な連携のもとに、有効性及び安全性の高いワクチンを安定して国民に供給する体制のさらなる整備に結びつくと考えられます。

参考文献

- 1) Guidelines for independent lot release of vaccines by regulatory authorities. WHO, 2010
- 2) 薬事法施行規則の一部を改正する省令、平成23年7月4日、厚生労働省令第八十七号
- 3) 平成23年7月4日、
厚生労働省告示第二百二十四号
- 4) 薬事法施行規則第百九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品、平成23年7月4日、
厚生労働省告示第二百二十五号
- 5) 薬事法施行規則の一部を改正する省令等の公布に伴う試行期間の設置について、平成23年7月8日、薬食監麻発0708第4号

1. 光散乱法を用いたアンチトロンビンⅢ製剤のエンドトキシン測定

落合 雅樹¹⁾, 浅野 貴春²⁾, 藤崎 克己²⁾, 廣野 泰亮²⁾

¹⁾国立感染症研究所検定検査品質保証室, ²⁾興和株式会社

はじめに

エンドトキシンはグラム陰性菌の細胞壁を構成するリボ多糖であり、ごく微量であっても血中に混入すれば発熱作用をはじめとするさまざまな生物活性を示し、ショック症状などを引き起こす。そのため、非経口的薬剤へのエンドトキシン汚染は厳重に管理されなければならず、エンドトキシンの測定法としてウサギを用いた発熱試験法、カブトガニの血球抽出成分を原料とするライセート試薬を用いたエンドトキシン試験法が日本薬局方(日局)、生物学的製剤基準などに収載されている。発熱試験法は動物の個体差による影響を受けやすく、多数の動物を必要とするなど3Rsの観点からも、感度、精度および再現性に優れたエンドトキシン試験法への代替が進められてきた。生物学的製剤基準には、1993年に初めてエンドトキシン試験法が収載され、現在では多くの血液製剤にエンドトキシン試験法が適用されている。しかし、抗凝固因子であるアンチトロンビンⅢ(AT-Ⅲ)製剤は、ライセート試液との反応を強く阻害するため¹⁾、エンドトキシン試験法の適用が困難であり、現在も発熱試験法が用いられている。近年開発された光散乱エンドトキシン測定法(光散乱法)は、従来のエンドトキシン試験法と同じライセート試薬を用いて、反応液の光学特性をレーザー光散乱粒子計測装置で測定することにより高感度なエンドトキシンの検出ができる^{2,3)}。本稿では、光散乱法を用いたAT-Ⅲ製剤のエンドトキシン測定についての検討を紹介する。

1. AT-Ⅲ製剤のエンドトキシン規格値案の設定

AT-Ⅲ製剤へのエンドトキシン試験法の適用を検討するにあたり、以下の考え方に基づき規格値案を設定した。まず、日局の参考情報に記載されている「エンドトキシン規格値の設定」の方法にしたがいエンドトキシン規格値を算出した。

$$\text{エンドトキシン規格値} = K/M$$

ここで、 K は発熱を誘起するといわれる体重1kg当たりのエンドトキシン量であり、静注用注射剤であるAT-Ⅲ製剤では5.0エンドトキシン単位(EU)/kgとなる。また、 M は1時間以内に投与される注射剤の最大量であるが、これまで発熱試験法によって管理してきた安全性レベルを保証するため、より高用量の設定となっている発熱試験法に規定された投与量3.0mL/kgを採用し、エンドトキシン規格値(1.7EU/mL)を算出した。血液製剤には、アルブミン製剤のように、エンドトキシンによる発熱反応を増強する場合があるため^{4,5)}、既知量(7EU)のエンドトキシンを添加した生理食塩水(生食)およびAT-Ⅲ製剤を試料溶液としてウサギに投与したときの体温上昇度を測定し、発熱増強作用の有無を評価した。なお、試料溶液の発熱反応は、検量線を用いEU相当活性として算出した。その結果、体温上昇度の平均値は、生食群の0.50°Cに対して、AT-Ⅲ製剤群では1.02°Cであり、AT-Ⅲ製剤中のエンドトキシンによる発熱反応は62EU相当活性と算出され、生食群に比較した発熱増強率は8.9倍であった(図1)。そこで、日局の参考情報にしたがって算出したエンドトキシン規格値を発熱増強率で補正し、

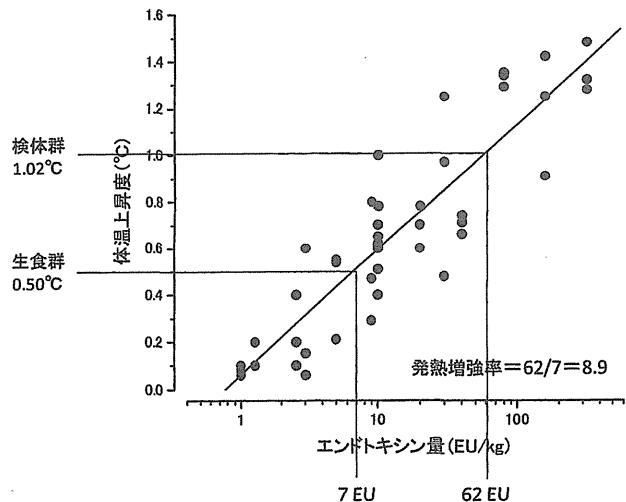


図 1 発熱増強率の評価

生食および AT-Ⅲ 製剤に等量 (7 EU) のエンドトキシンを添加してウサギに投与したときの体温上昇度から発熱反応を EU 相当活性として算出し、AT-Ⅲ 製剤の発熱増強率を推定した。

AT-Ⅲ 製剤のエンドトキシン規格値案を 0.2 EU/mL と設定した⁶⁾。

2. AT-Ⅲ 製剤中のエンドトキシン測定

2-1. エンドトキシン試験法適用の試み

エンドトキシン試験における干渉作用の有無は反応干渉因子試験（添加回収試験）によって評価される。添加したエンドトキシンの回収率が 50~200% の範囲にあるときは反応干渉因子が存在しないと判定し、回収率がこの範囲外のときは試料溶液を希釈するなどして、再度試験を行わなければならない。ただし、試料溶液を希釈することで、試料溶液中のエンドトキシン濃度も低値となるため、希釈倍数は、最大有効希釈倍数 (MVD) を超えてはならない。

AT-Ⅲ 製剤（エンドトキシン規格値案: 0.2 EU/mL）を、日局エンドトキシン試験法に記載された光学的定量法であるカイネティックー比濁法およびカイネティックー比色法で測定する場合、検量線の最小エンドトキシン濃度をそれぞれ 0.02 EU/mL, 0.005 EU/mL とすると、MVD は 10 倍、40 倍となる。そこで、AT-Ⅲ 製剤を MVD で希釈して反応干渉因子試験を行ったところ、反応阻

害作用を除去することはできず、希釈のみで従来のエンドトキシン試験法を適用することはできなかった^{1,6)}。一方、強い反応干渉因子を含む試料を測定する方法として、エンドトキシンを特異的に吸着するペプチドなどを固定化した吸着剤を用いる方法が開発されている。これは、試料溶液からエンドトキシンのみを回収して反応干渉因子を洗浄除去し、従来のエンドトキシン試験法に供する方法である。

2-2. 光散乱法の適用

エンドトキシン試験法は、ライセート試薬に含まれる C 因子（セリンプロテアーゼ前駆体）がエンドトキシンによって活性化され、活性化された C 因子が B 因子を同様に活性化し、最終的にコアギュリンを形成するカスケード反応を利用した試験法である⁷⁾。近年開発された光散乱法は、比濁法と同じライセート試薬を用い、生成した微小なコアギュリン凝集塊をレーザー光散乱粒子計測装置で粒子として計数する（図 2）。エンドトキシンによるカスケード反応の進行に伴って粒子数が急速に増加し始めるのに要した時間を測定し、それがエンドトキシン濃度と逆相関することを利用する。コアギュリン凝集塊の生成が、ゲル化に伴う反応液の濁度の増加（透過率の低下）に先立って観測されるため、光散乱法は比濁法より短時間で高感度なエンドトキシンの測定ができる²⁾。本研究では、ライセート試薬として ES-II シングル Test Wako (和光純薬工業) のエンドトキシン特異試薬、AT-Ⅲ 製剤は市販品（3 製品）を購入して用いた。

光散乱法による AT-Ⅲ 製剤のエンドトキシン測定を検討するにあたり、エンドトキシン標準溶液を測定して検量線（濃度範囲: 0.008~0.000125 EU/mL, $|r| = 0.995$ ）を作成した。検量線の最小エンドトキシン濃度とエンドトキシン規格値案から、MVD は 1,600 倍と算出されたが、実用的な測定時間（1 時間程度）を考慮して、希釈倍数を 100 倍（測定時の添加エンドトキシン濃度は 0.002 EU/mL）とした。その結果、エンドトキシンを添加した試料溶液の回収率は 30% を下回る低い値であった。AT-Ⅲ はセリンプロテアーゼインヒビターであるため⁸⁾、ライセート試薬に含

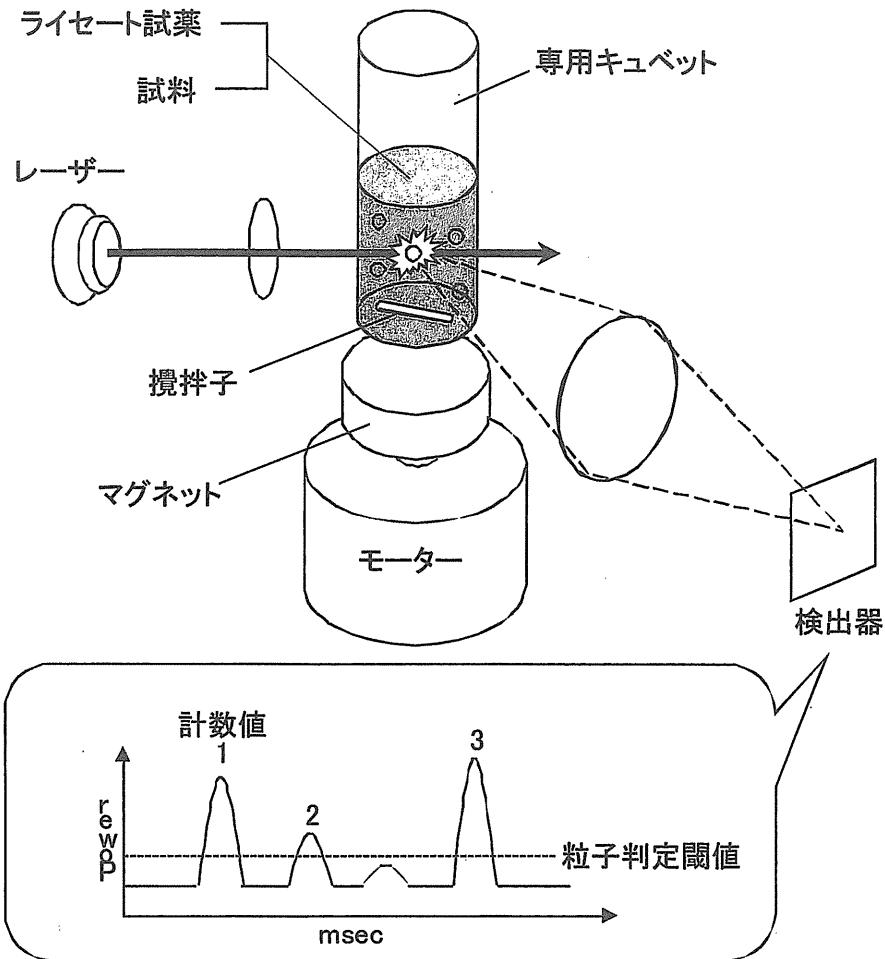


図2 光散乱法の概略図

まれる因子のセリンプロテアーゼ活性を直接的かつ強力に阻害することから、試料の希釈のみで反応阻害作用を除くことは困難であると考えられた。希釈によって反応干渉作用を除くことができない場合は、さらに適切な処理（ろ過、反応干渉因子の中和、透析または加熱処理など）を施すことができることから、操作が簡便で、血漿試料のエンドトキシン測定に広く用いられている希釈と加熱処理を併用した希釈加熱法⁹⁾による前処理を光散乱法と組み合わせて測定する方法について検討した。血漿試料のエンドトキシン測定における希釈加熱法による前処理では、70°C前後での加熱が一般的であることから、本研究においても加熱温度を70°Cとし、100倍希釈した試料溶液（測定時の添加エンドトキシン濃度は0.002 EU/mL）を所定時間加熱した後、光散乱法による測定に供した。加熱時間に対する回収率の推移を図3に示

す。加熱時間が10分以上の場合、添加エンドトキシンの回収率は50%を上回り、反応阻害作用を除去することができたため、加熱処理によってAT-IIIのセリンプロテアーゼインヒビター活性が失活したことが推測された。加熱時間は、確実な熱処理ができる時間であって、本研究に使用した3製品の回収率のバラツキが少なかった20分とし、繰り返し試験（4回の試験をそれぞれn=2で測定）を行い、再現性を検討した。その結果、3製品のエンドトキシン回収率（平均±標準偏差）は、それぞれ76±5%，84±9%，123±9%と、良好な回収率を安定して得ることができた。これらの結果から、光散乱法と希釈加熱法による前処理を組み合わせることで、AT-III製剤の反応干渉作用を除去し、製剤中のエンドトキシン量を再現性良く測定できることが示された。なお、希釈倍数を50倍として同様に加熱処理（70°C、20分）した

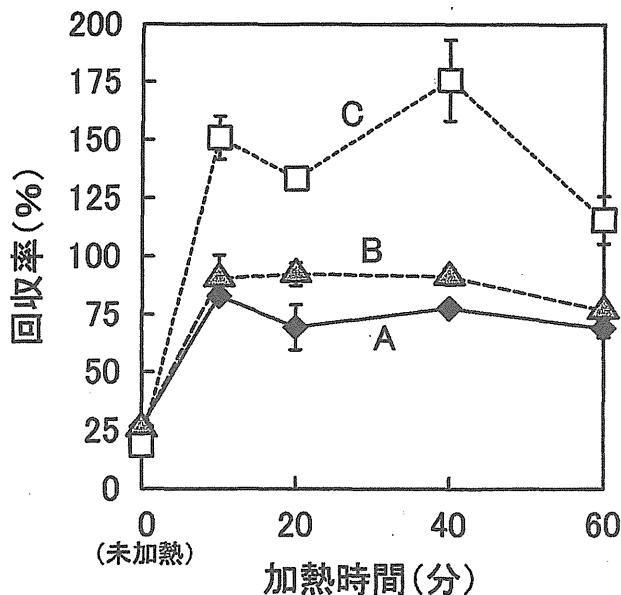


図 3 加熱時間に対する回収率の推移

規格値案 (0.2 EU/mL) のエンドトキシンを添加した AT-Ⅲ 製剤 (3 製品 : A, B, C) を 100 倍希釈し, 70°C で 0~60 分加熱した後に光散乱法による測定を行った ($n=2$)。

場合は、添加エンドトキシンの回収率は規定範囲の下限付近であり ($49 \pm 2\%$, $43.6 \pm 0.4\%$, $64 \pm 5\%$), 十分な回収率を得ることができなかった。

おわりに

本稿では、多数のウサギを必要とする発熱試験法から、感度、精度および再現性に優れたエンドトキシン試験法に代替するにあたり、ライセート試液との反応を強く阻害するために、エンドトキシン試験法の適用が困難であった AT-Ⅲ 製剤のエンドトキシン測定について検討し、近年開発された光散乱法と、希釈加熱法による前処理を組み合わせることで、AT-Ⅲ の強い反応干渉作用を効果的に低減し、製剤中のエンドトキシン量を測定できることを示した。

本研究で用いた光散乱法は、定量可能なエンドトキシン濃度範囲が広く、定量限界も非常に低濃度であるため、従来の測定法に比較して試料の十分な希釈が可能となる。したがって、従来のエンドトキシン試験法では適用が困難であった医薬品、医療機器、臨床検体などに対しても、光散乱

法を用いることでエンドトキシン測定が可能になることが期待される。光散乱法は、日局エンドトキシン試験法に記載されているゲル化法および光学的定量法と同等以上の性能を有することから、日局への収載など適用の拡大を期待したい。

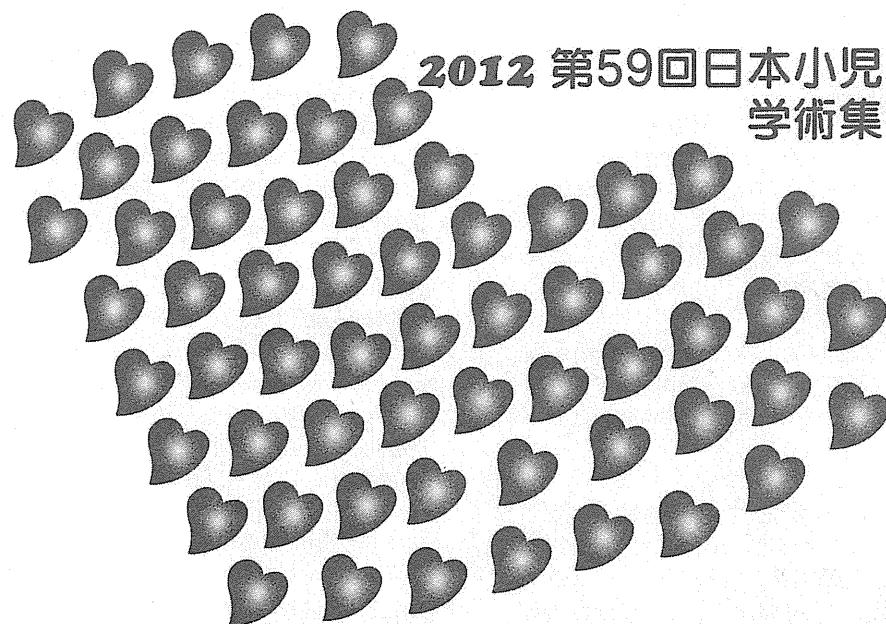
文 献

- Ochiai M, Yamamoto A, Naito S, et al. : Applicability of bacterial endotoxins test to various blood products by the use of endotoxin-specific lysates. *Biologicals* 38 : 629-636, 2010
- Mitsumoto K, Yabusaki K, Kobayashi K, et al. : Novel endotoxin assay by laser light-scattering particle-counting method. *J Clin Lab Anal* 23 : 117-124, 2009
- Obata T, Nomura M, Kase Y, et al. : Early detection of the *Limulus* amebocyte lysate reaction evoked by endotoxins. *Anal Biochem* 373 : 281-286, 2008
- 内藤誠之郎, 藤原博, 朝川貞雄, 他: 加熱ヒト血漿たん白製剤に含まれるエンドトキシンの定量へのリムルス試験の応用. ウサギ発熱試験との比較. *薬學雑誌* 112 : 551-556, 1992
- 朝川貞雄, 藤原博, 内藤誠之郎, 他: ヒト血清アルブミン製剤中のエンドトキシン量の測定に対するリムルス試験の応用. ウサギ発熱試験との比較. *薬學雑誌* 114 : 888-893, 1994
- 落合雅樹, 山本明彦, 堀内善信: 血液製剤に対するエンドトキシン試験法の適用と基準化. 日本エンドトキシン研究会編, エンドトキシン研究 12. 医学図書出版, 2009, p93-97
- Iwanaga S, Kawabata S, Muta T : New types of clotting factors and defense molecules found in horseshoe crab hemolymph : their structures and functions. *J Biochem* 123 : 1-15, 1998
- Koide T : Isolation and characterization of antithrombin III from human, porcine and rabbit plasma, and rat serum. *J Biochem* 86 : 1841-1850, 1979
- Yokota M, Kambayashi J, Tanaka T, et al. : A simple turbidimetric time assay of the endotoxin in plasma. *J Biochem Biophys Methods* 18 : 97-104, 1989

小児保健研究

The Journal of Child Health

2012 第59回日本小児保健協会
学術集会講演集



CONTENTS

日本小児保健協会学術集会開催のご挨拶	3
会場案内	4
交通案内	5
参加者へのご案内	6
各種委員会・その他会議	7
座長・演者へのご案内	8
日本小児保健協会学術集会 会頭一覧	10
日程表	11
プログラム	
第1日目	19
第2日目	20
第3日目	30
抄録	
会頭講演	53
招聘講演	54
基調講演	55
特別講演	56
指定講演	60
教育講演	61
シンポジウム	66
市民公開講座	87
一般演題 1日目	93
〃 2日目	131
学会事務局・プログラム選定委員一覧	222



公益社団法人
日本小児保健協会

O2-156

発達障害児における予防接種の困ったこととその解決策について

石丸 友喜、古藤 雄大、永井利三郎、
松本あかね、仲元寺沙織、原見 直子

大阪大学医学部保健学科看護学専攻生命育成看護科学講座

【はじめに】

発達障害児は一般児と比較して、診療現場でパニックを起こし対応困難となり診療できない事例が存在している。そこで、発達障害児の予防接種において「養育者が感じている困難事由」と「養育者が考える解決策」を検討し、児が予防接種を受けやすい環境をつくることにつなげるための今後の課題を考察した。

【方法】

大阪府下の4か所の自閉症支援センターに在籍する児の養育者255名を対象に、アンケート用紙を配布し97通が回収された。大阪大学保健学倫理委員会の承認を得て実施した。

【結果】

〈対象の属性〉 平均年齢7歳1ヶ月±16ヶ月であり、男児74名、女児22名であった。診断名は、主に小児自閉症などであった。〈予防接種で困ったこと〉 内容の類似性から「病院に行くことを嫌がる」「待ち時間が長い、子どもが順番を待てない」「他の子どもと関われない」「赤ちゃんの泣き声が苦手」「何をされるのかわからず不安になる」「診察時に抵抗する」「診察時の指示が理解できない」に分類された。〈養育者が考える解決策〉 内容の類似性から「事前に医療者が理解を深めてほしい」「診察を受けやすい態勢を作ってほしい」「待合室で待てるように工夫してほしい」「予防接種について子どもが視覚的に理解できる説明がほしい」「注射が受けやすくなるよう準備してほしい」「注射が受けやすくなるよう対応してほしい」に分類された。

【考察・結論】

発達障害児の特性に対して医療機関が対処しきれていない状況や、その特性から待ち時間をうまく過ごせないこと、診察を理解できない不安や恐怖があって嫌がることがあげられた。解決策として子どもの個別性に合わせた【医療者の理解と説明】、【待合室での工夫】、【説明と同意】、【視覚支援】、【ご褒美の用意】などが有用だと考えられた。この結果をもとに、種々の環境を作っていく必要があると思われた。

O2-157

【第3報】MMRワクチン問題（1989-1993）の検討から今後の予防接種における安全確保を考える—ムンブスワクチン接種後の髄膜炎に関する再検討—

栗原 敦

独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会救済業務委員

過去2回の発表（2008、2010）において、MMR事件の検証課題を提示した。今回、1981年に市販開始されたムンブスワクチンの髄膜炎が1989年以前には野生株由来と判定されたことの意味、及び「おたふくかぜワクチンに関するファクトシート」（国立感染研2010.7）に検討を加えてみたい。

【目的】

髄膜炎の鑑別診断は、ブラークサイズによって野生株由来とされてきた。それに対して、MMR開始の直前、1989年3月、旧国立予防衛生研究所山田章雄らが、PCR法の完成（過去に野生株由来と判定された検体が実はワクチン株由来だったと判定）を公表、同時にMMR導入後の髄膜炎発生を監視する必要性を提言（山田章雄ら「Polymerase Chain Reactionを用いたムンブスワイルス株の鑑別」1989.3予防接種研究班報告書「予防接種の効果と副反応の追跡調査及び今後の予防接種方式の策定に関する研究」厚生省予防接種研究班・予防接種リサーチセンター）。にもかかわらず注意喚起も情報収集体制もなく、接種が開始され、薬害事件に発展したのはなぜなのかについて再考する。

【方法】

2003年から2011年の間に厚生労働省が開示した旧薬務局の文書、及びムンブス・MMR両ワクチンに関する文献（特に伊藤康彦「ムンブスワクチンの開発と開発過程における問題点」小児感染免疫Vol.21 No.3,2009）によって検討する。

【結果】

ムンブスワクチン市販から1989年3月までに発生した髄膜炎等の症例として、(1)南谷幹夫は17例を文献から確認（ほかにMMR治験例3例、小児科臨床vol.43,1990.4）、(2)阪大微研会が1989年12月に旧薬務局に25例を報告（1989.12.18中薬審資料の阪大微研会の報告書1989.12.13）、さらに(3)同会の自社株MMRの治験で2例発生していた（臨床とウイルスVol.17 No.2,1989.6）。(2)の25例のうち15例はPCRによりワクチン株と判定され、(3)の2例もともにワクチン株と判定されたことが報告されていた。

【考察】

中田成慶（中止すべきMMRワクチン、正しい治療と薬の情報1990.1）、山田章雄（栗原あて私信1996）らは、ムンブスワクチンの「安全神話」があったとしている。伊藤康彦は、ブラークサイズによる鑑別法を採用したことに対する疑義を呈し、ムンブスワクチンの髄膜炎という副作用が、市販から8年間、MMRまで問題化しなかった理由を解明すべきとした（前掲、2009.10）。それらの指摘が、ファクトシートにおいては全く言及されていないことから、その内容は吟味される必要がある。

ISSN 1348-2718

NEUROINFECTION

神経感染症

Vol. 17 No. 2 2012

第17回日本神経感染症学会総会
学術集会抄録集

日本神経感染症学会

Japanese Society for Neuroinfectious Diseases

イブニングセミナー1-2(条件付き推進派) 疾患別予防ワクチンの選択

永井 利三郎

大阪大学大学院 医学系研究科 保健学専攻

我が国の予防接種は、様々な歴史的経過から、平成6年の予防接種法の改訂において、てんかんや重症心身障害児は、予防接種が制限される対象から、接種要注意者となり、接種に向けて接種医や保護者に対し、予防接種上の注意点がわかりやすいように、予防接種ガイドラインが作成された。平成6年の予防接種法改正の要点は、「①集団接種から個別接種へ→保健所から診療所、②健康被害救済の充実→被害者救済は手厚く、③対象疾病の見直し、④予診の強化→予防接種を行ってはならないものを識別する、⑤情報提供の徹底→予防接種ガイドライン、予防接種と子どもの健康に明記、⑥健康被害が生じた場合の速やかな情報収集を行う、⑦予防接種副反応報告の制度化→半期ごとに集計、⑧接種注意者の設定：重症心身障害児、けいれん性疾患児、アレルギー疾患、などである。この平成6年の改正において、予防接種は強制的なものではなくなったが、予防接種の重要性に鑑み、健康被害救済の制度は強化して存続することとなった。

その後、平成13年の改正においてインフルエンザの高齢者への接種が予防接種法で行われるようになり、その後も、日本脳炎ワクチンに伴う散在性脳脊髄炎の問題による接種勧奨の中止があったが、高齢者へのインフルエンザワクチン予防接種の公費負担（平成13年）、小1、中1生へのツ反、BCGのが接種中止となり（平成18年）、MRワクチンの2回接種（平成18年）と中高生への追加接種（平成20年）が実施されるようになった。平成23年度からは、髄膜炎菌ワクチン、肺炎球菌ワクチン、子宮頸癌ワクチンがスタートし、市町村単位の事業としてワクチン費用の公費負担が行われているため、新たな状況になっている。

我々はこれまで、予防接種注意者に対する予防接種の状況に関する様々な調査をおこなってきた。少しの発熱でけいれんがおこりやすいけいれんが乳児重症ミオクロニーてんかん（SMEI）58例について359回の予防接種を検討した。多くの保護者は SMEI 発症後も積極的に予防接種を行っていた。予防接種後の発熱は26例にみられ、うちけいれんの増悪が18例にみられたが、特に重篤なものには見られなかった。一方自然罹患は、麻疹による意識障害など重篤例が2例、発熱に伴うけいれん増が悪6例、水痘による意識障害1例、けいれん増悪9例、風疹によるけいれん増悪3例、ムンプスによるけいれん増悪2例、インフルエンザによる脳症発症1例などの重篤例が多数見られた。SMEIにおけるけいれん重積のコントロールは困難であり、これらの結果は、神経系の基礎疾患がある児においても、予防接種が重要であることを示している。

永井 利三郎 (ながい としさぶろう)

略歴

昭和49年大阪大学医学部卒業、昭和49年大阪大学医学部小児科修業、53年滋賀医科大学助手、55年(カナダ)ブリティッシュコロンビア大学神経科学研究所シニア研究員、59年兵庫県立西宮病院小児科医長、平成元年大阪大学医学部小児科学教室講師、同7年 助教授、同年市立病院小児科部長、平成14年4月 大阪大学大学院医学系研究科 保健学専攻 教授

日本小児科学会専門医、日本小児神経学会専門医 日本てんかん学会認定専門医、日本小児科学会代議員、日本てんかん学会理事、てんかん研究編集委員長、日本小児神経学会理事、Member of International Child Neurology Association

【主な著書】

神経疾患を持つ子どものための予防接種ガイドブック（診断と治療社）
2007
発達障害の子どもの理解と関わり方入門 大阪大学出版会 2010
ケトン食の基礎から実践まで（診断と治療社）2011

V. 參考資料